

静岡県子育て支援特別企画
イクメン座談会

静岡の子育て真っ最中のイクメン4名に、
子育てへの関わりについて聞きました。
これから子育てる、既にしているパパたち・ママたち、必見です。



棟葉祐一郎さん(34歳)

静岡朝日テレビカルチャー静岡校・三島校にて講座部副部長を務める。5ヶ月の長男。奥様は出産を機に派遣職を退職。



岡本浩二さん(41歳)

生活協同組合コープしづおか組合員活動部西部事務所勤務。小学4年生の長男と2年生の長女の2児を持つシングルファーザー。



伊藤健太郎さん(41歳)

有限会社アクロス静岡の代表をつとめる。長男6歳、まもなく1月に次男が誕生。奥様は現在産休中、その後育児休業取得予定。



池田智久さん(34歳)

ソニー生命保険勤務。2歳8ヶ月の長女、9ヶ月の女の子の双子をもつ3児のパパ。奥様は、現在育児休業中。

日頃どのように子育てに関わっていますか?

棟葉さん「自分はまだ子育てスタートしたばかりで、平日は仕事でほとんど何もできないんですが、できる限りミルクやオムツ替え、妻にマッサージをしてあげたりしています。休日は食事の支度を担当しています。」

池田さん「娘達3人をお風呂に入れて、順番に上げ、妻が拭いてパジャマを着せるというように作業を分担しています。あとは、朝食作りが担当です。私が食事の準備中に妻が双子にミルクをあげ、その後皆で朝食。長女の保育園の支度と送り、それが日課ですね。あとは、妻に買い物や美容院など自由な時間を作っています。結婚当初から、対等な関係で気遣えるような夫婦でありたいとお互いの時間を作っています。」

伊藤さん「うちもファフティ・ファフティですね。共働きですし、惚れた者の弱みですか(笑)。夜は遅くなることが多いので、朝は、朝食作り、洗濯、風呂掃除、片付け、長男を保育園に送って、出社しています。家事はかなり好きですね。」

岡本さん「皆さん、朝食の担当は同じですね。私も朝は時間に追われ戦争です。家事は大変ですが、料理や洗濯、お風呂など、家の事をやることで子供との時間が増え、他のパパにはない子供達との関わりを持つことができているかなと思います。」

子供達や奥様からはどのように見えていると思いますか?

池田さん「几帳面さの度合いが違うので、不満足の部分もあるかも。仕事の内容から、今後は帰宅時間がバラつくと思いますので、ちょっと不安ですね。」

棟葉さん「やれる範囲の中での不満はないかなあと。もっと家にいて欲しいと思っているかな。家に仕事を持ち込まず、メリハリを意識し、休日は家にいられるよう心がけています。」

岡本さん「うちの子供達も、ずっと家にいて欲しいと思っているかな。家にいるときは出来るだけ子供達と接するようにしていますが、時には自分一人の時間を作ること、日々の体調管理がストレスを溜めない秘訣ですかね。」

伊藤さん「なるほど。ストレスコントロールとバランスが重要なんですね。尊敬します。うちは、妻から見たら不満足かも。家事の協力はしていますが、会社の代表をしていると24時間365日仕事に追われるわけで、家に仕事を持ち込まないということがなかなか難しい、男の事情ですね。」

かなり男性でも育休を取得したいと思っている人が増えてきていますが、実際の取得率は全国で1.2%強。男性の育休取得についてどう思いますか?

伊藤さん「やはり大企業や官公庁などのように、周りでサポートできる体制がないと中小企業では難しいですよね。」

池田さん「それにやはり金銭的なことも皆さん大きいです

よね。」

棟葉さん「人数が少ないので、難しいです。ただ、赤ちゃんからご年配の方々までレッスンがあるので、子供がいるからこそ発想や経験の積み重ねが、会社にとってもプラスになる部分があるように思います。」

岡本さん「確かにコープでもそうです。男性の取得者も1名おり、子育て中のお客様もたくさんいらっしゃいますので、お客様との距離が近くなったり、女性社員も多いのでマネジメントにも活かせたり、経験するメリットもたくさんあります。」

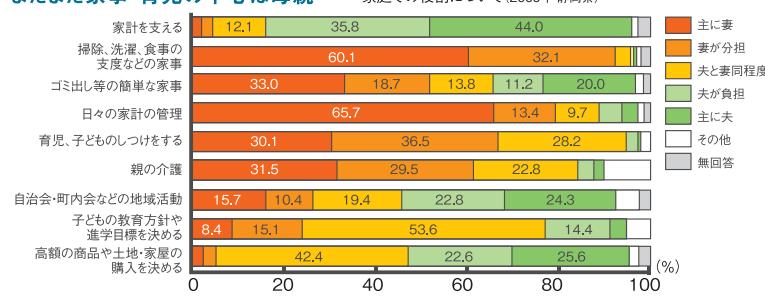
伊藤さん「男性の場合は特に業務や責任を果たした上で育休などの権利を主張できるのかなと、制度や風土として浸透していくのはもちろんのこと、働き方・生き方も変化が必要です。」

棟葉さん「このベースで働いていると、子供はすぐに大きくなってしまう気がしています。働き方、生き方は前向きに改善していかなければですね。」



まだまだ家事・育児の中心は母親

家庭での役割について(2009年 静岡県)



資料出所:「平成21年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査」(静岡県)

妻は主要な家事、家計の管理の分担が多く、夫は家計を支える役割が多いが、主要な家事はあまり担っていない。子どもの教育方針の決定では、妻と夫が同じ程度分担している。

父親の育児参加を進める制度

仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備に向け、育児・介護休業法が改正され、父親が育休取得しやすくなりました。(H22年6月30日施行)

パパ・ママ育休プラス

父母がともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2ヶ月までに!!(+2ヶ月のプラス)

出産後8週間以内の父親の育休取得促進

配偶者の出産後8週間以内に育休を取得した場合は、特例として再度取得が可能!!

国においても、父親が積極的に育児に関する、「イクメンプロジェクト」を展開中!!

<http://www.ikumen-project.jp>